

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和元年7月17日（水）	午前10時00分から 午前12時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 特別会議室	
出 席 者	橋本 征二 会長 笠谷 昇 副会長 谷本 雅洋 副会長 石川 聡子 委員 大下 和徹 委員 稲森 郁子 委員 竹安 庄平 委員 戸出 美穂子 委員 中村 太加子 委員 松井 太 委員 茨木 壽子 委員 信野 孝男 委員 高橋 裕太郎 委員 田 元浩 委員	
欠 席 者	田村 有香 委員 小野 克史 委員 藤下 秀次 委員	
案 件 名	1. 枚方市生活排水処理の進捗について 2. プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言について 3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて 4. 枚方市災害廃棄物処理計画の策定に向けた報告について 5. その他	
提出された資料等の 名 称	資料 1-1 平成30年度までの枚方市生活排水処理の進捗について 資料 1-2 平成31年度 枚方市一般廃棄物（生活排水）処理実施 計画 資料 2-1 ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言につい て 資料 2-2 ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言書 資料 3-1 枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について 資料 3-2 ごみ処理量の実績値、目標値及び焼却ごみ量の推移等に ついて 資料 3-3 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における主な施策の令	

	<p>和元年度の取り組み及び実績</p> <p>資料 4-1 枚方市災害廃棄物処理計画について</p> <p>資料 4-2 枚方市災害廃棄物処理計画【概要版】（案）</p> <p>参考資料 1 平成 31 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画</p> <p>参考資料 2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における主な施策の平成 30 年度の実績</p>
決 定 事 項	<p>・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における重点施策・事業について、平成 31 年 2 月末時点までの実績を確認し、事務局より提案のあった 3 月までの予定と次年度の方向性について了承した。</p>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 環境総務課
審 議 内 容	
<p>事務局：定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第 1 回枚方市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。</p> <p>初めに、枚方市環境部長の川南より御挨拶を申し上げます。</p> <p>川南部長：（挨拶）</p> <p>事務局：ありがとうございます。今回、委員改選後、初の開催となりますので、新たに審議会委員となられた方もおられますので、改めてこの審議会の位置づけについて概略を説明させていただきたいと思います。お手元の資料一番上に置かせていただいております、「枚方市廃棄物減量等推進審議会について」をご覧ください。冒頭、記載しておりますとおり、本審議会は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、枚方市廃棄物減量等推進審議会条例で設置をしております。四角囲みで法律と条例の抜粋をお示ししております。下の囲いの中にお示ししております条例の第 2 条をご覧ください。本審議会では市長の諮問に応じまして、(1)一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関する事項、(2)廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項について調査、審議していただくことになっております。委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議長の選出でございます。本審議会では会長が議長を務めていただくこととなっております。本日は新体制のもと、最初の審議会でございますので、会長が不在となっております。会長、副会長を選任するまでの間、仮議長を選出して議事を進行させていただきたいと思っております。</p> <p>事務局から、仮議長を選出させていただくことでよろしいでしょうか。</p>	

委員：（了承）

事務局：それでは、事務局の川南環境部長を仮議長といたしまして、会長の選任までの間、議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

川南仮議長：それでは、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事を進めるに当たりまして、初めに本日の委員の皆様の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局：本審議会には17名の委員の皆様で構成されており、ただいま、14名の出席をいただいております。審議会の成立要件であります過半数に達しておりますことを報告申し上げます。

川南仮議長：ありがとうございます。お聞きのように定足数に達しておりますので、議事を進めさせていただきます。

それでは、今回、初顔合わせとなりますので、事務局から委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきます。お手元の資料でございますが、枚方市廃棄物減量等推進審議会委員名簿をご覧ください。順不同ではございますが、委員の皆様のお名前をおひとりずつ読み上げさせていただき形で御紹介させていただきます。

（順次、委員の紹介）

川南仮議長：ありがとうございました。

続きまして、事務局職員についてですが、次の資料でございます。お手元の審議会事務局名簿をご覧ください。本日出席しておりますのは、この名簿のとおりとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、会長及び副会長の選出を行ってまいります。事務局から説明をお願いします。

事務局：本審議会の役員を選出につきましては、枚方市廃棄物減量等推進審議会条例施行規則第3条第1項及び第2項の規定によりまして、会長1名、副会長2名を互選で定めるとなっております。従前より会長は学識経験者から、副会長は市民団体と事業者団体選出委員からそれぞれ計3名の方に御就任いただいております。

川南仮議長：ただいま説明のあったような選出となっておりますが、今回、大変恐縮ではございますが、会長、副会長の選出につきましては、事務局から提案させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員：（了承）

川南仮議長：それでは、事務局からお願いします。

事務局：事務局から提案をさせていただきます。会長には、学識経験者を代表いたしまして、橋本委員にお願いしたいと考えております。副会長は市民団体を代表して、笠谷委員、事業者団体を代表いたしまして、谷本委員にお願いしたいと考えてございます。

川南仮議長：ただいま事務局からの提案のとおりとさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、橋本委員、笠谷委員、谷本委員におかれましては、会長、副会長の席を用意しておりますので、そちらに御着席いただき、議事

の進行をよろしく願いいたします。

橋本会長：ただいま会長の職を拝命いたしました、立命館大学の橋本と申します。皆様の御協力をいただきながら、務めてまいりたいと思っておりますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、本審議会の公開と会議録の公表についてです。これまでは、本審議会は基本的に公開とさせていただいております。また、議事録につきましても発言者の名前と発言の内容をホームページで公開するという形で運用させていただいております。引き続きそのような形で運営していきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

委 員：（了承）

橋本会長：ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の傍聴希望者を確認させていただければと思います。傍聴希望者はおられますか。

事務局：本日、傍聴希望の方はおられません。

橋本会長：それでは、議事を進めさせていただければと思います。

最初に、本日の審議会資料の確認を事務局よりお願いいたします。
（事務局による資料の確認）

橋本会長：それでは、議事に入らせていただければと思います。

案件 1. 枚方市生活排水処理の進捗について

橋本会長：最初に、案件 1 枚方市生活排水処理の進捗について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。
（資料 1-1、1-2 に基づき説明）

橋本会長：ありがとうございます。それでは、御説明いただいた資料 1-1、1-2 に関して御質問、ご意見等はございますか。

谷本副会長：質問させていただきます。資料 1-1 の 2 ページ目の 2. 生活排水処理の現状（2）各年度における生活排水適正処理率にあります生活排水処理形態別人口内訳の平成 30 年度の数字と、資料 1-2 の 1 ページ目の 4. 一般廃棄物（生活排水）の処理計画量にあります生活排水処理形態別人口の数字は、何か関連性があるものなのでしょうか。別の指標なのでしょうか。

事務局：資料 1-1 の方が実績値で、資料 1-2 の方が計画値です。

谷本副会長：生活排水処理形態別人口のうち、合併処理浄化槽を見ますと、平成 30 年度の実績値が 1 万 6, 3 2 4 人で、計画値が 1 万 8, 0 6 2 人ということは、合併処理浄化槽が増えるということですか。

事務局：合併処理浄化槽は減っていく予定です。

谷本副会長：既に計画は達成しているということですか。

事務局：計画値については、当初の基本計画の数値を踏襲しています。当初の基本計画を

設定した際の予想総人口よりも、実際の総人口が減少していることもあり、すでに計画値を達成した状況となっています。

谷本副会長：年度ごとの実施計画ですので、毎年の状況を反映した内容としたほうが良いかと思えます。

事務局：次年度計画の策定の際には、頂いたご意見を踏まえた上で考えていきたいと思えます。

橋本会長：その他、ご意見等はございますか。

稲森委員：資料 1-1、2 ページ目の下のほうに、下水道未接続家庭への改造資金の助成として、補助金の交付と融資をあっせんの記載がありますが、具体的な内容をご説明いただけますか。

事務局：補助金については、汲み取り便所の水洗化工事の場合、1 年以内にやっていただいた方には 1 戸当たり、13,000 円、3 年以内にやらないといけないのですけれども、3 年以内にやっていただけたら 1 戸当たり、9,000 円という内容です。浄化槽の下水道切り替え工事につきましては、水洗便所が既に備わっているということで、補助金は 1 戸当たり、1 年以内でしたら 9,000 円、2 年目以降から 7,000 円という形で設定しております。

次に、融資については、市が基金を設定していきまして、金融機関に預託させていただくという中で、個人の方から金融機関に工事の融資を受けていただくという制度となっております。これにつきましては、くみ取り便所の場合は、工事費の 9 割以内で 1 戸当たり 45 万円までいただけるというものです。浄化槽の場合は、これも工事費の 9 割で 35 万円までお借りいただきまして、年利が 1.3%、2 年もしくは 3 年でお返ししていただくという形で手続をいただいて工事をしていただくという形になります。

橋本会長：ありがとうございます。

稲森委員：下水道への切り替え工事には多額の費用がかかると思えます。それに対して、補助金が 13,000 円や 9,000 円で、わずかな金額かなと思うのですが、それでも補助金が出るということで、下水道普及率が増加していると考えていいのでしょうか。

事務局：下水道の整備は住宅系でほぼ終了となっておりますので、我々の仕事も、新たに下水道接続したところの改造工事というよりも、改造工事していただけていない家屋に対して、積極的に接続していただくように、戸別訪問や文書で普及活動を行っています。

補助金の金額については議論もあるところなんですけれども、ずっとこれまでこの金額でやらせていただいている、実態として 3 年以内に工事していただいている方に対してもこの額ということなので、今後、この額を上げるというのは公平性の観点等を検討していかないといけないと思えます。今は、この金額で融資あっせん制度を活用しながら、皆さんにご理解いただけるよう戸別訪問で水洗化の推進を図らせていただいております。

稲森委員：下水道普及率は、ほとんど 100%に近いところまでいっていますが、あとの残りというのは、ちゃんと公共下水道に接続できる可能性があるお宅というのはどれぐ

らいあるのでしょうか。できない地域もあると思うので 100%は不可能とは思いますが。

橋本会長：下水道に接続することができる人口を示す処理人口と、下水道に接続している人口を示す下水道水洗化人口の差から、残り約1万人が下水道に接続可能性があると考えられますね。

稲森委員：資料 1-1、3 ページ目の真ん中の表にあります、事業系し尿が平成 30 年度に大きく増加しているのですが、何か事情がございましたか。

橋本会長：事務局からすぐに説明が難しいようであれば、また次回に説明いただくというところでお願いします。

その他、ご意見等はございますか。

田 委 員：汲み取りの費用というのは、公費でもって汲み取りをしていたと思うのですが、結局、下水道接続をしないほうが特だということで、しない人がいるというのが現状だと思います。ひとつの案としては、汲み取り料金を請求することで、下水道接続を促すという方法もあると思います。

事 務 局：下水道未接続家庭のなかには、困窮家庭の方もありますので、そういったところを考えますと料金請求は難しいと思います。

田 委 員：それであるならば、100%の下水道普及率を目指すのではなく、下水道処理と汲み取りの両方で処理を今後も行っていくこととしていいと思います。できないことをしようとしているので、前に進まないという部分があるように思います。

橋本会長：事務局としても検討いただければと思います。

案件 2. プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言について

橋本会長：では、次に移らせていただきます。案件 2 プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言についてということで、資料 2-1 と 2-2 で説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 2-1、2-2 に基づき説明)

橋本会長：ありがとうございます。それでは、説明していただいた件に関しまして、ご質問、ご意見等はございますか。生活環境関係の職員は、この議題の後、退室されると伺っていますので、案件 1、2 につきましては、今のうちに御質問いただければと思います。よろしいでしょうか。

田 委 員：後半の河川の清掃やポイ捨て禁止を市内に啓発というのは、大賛成ですがけれども、プラごみゼロっていうのは、ちょっとやり過ぎじゃないかと思います。実際問題、コンビニなんかに行っても小さいものを一つ買っても袋に入れてくれますし、しかも、袋に入れなくてもパンを一つ買ったら袋は要りませんと言っても、パンの袋自体が既にプラごみなので難しいと思います。

事 務 局：今回、プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言ということで、大阪府などは全体をゼロと宣言しているのですがけれども、今、おっしゃっていただいた内容は、我々もいろいろ考えておりまして、実際、プラスチックごみというのは、全くゼロは難

しいと思われまので、しっかりリサイクルに回すとか、リユースするとか、そういうことをしていただくことも含めて取り組んでいきたいと考えています。ただ、プラスチックごみをポイ捨てすることでそういったことが最終的に海洋汚染につながるということがありますので、ゼロというのはポイ捨てをゼロにしていくということを目指して取り組みたいと考えています。

信野委員：私は電機業界に携わっているのですが、我々はお客様に商品を届けたときに、商品を包装していた箱や発砲スチロールなどのプラスチックごみを回収して持って帰り、プラスチックごみは産業廃棄物として処分しているのですが、今、ネット販売がすごく伸びていますよね。ネット販売では、業者が商品を持ってきて、箱ごと置いて帰るので、付帯しているプラスチックごみは家庭から出されて、その処理を枚方市がすることになっているわけです。このように、ネット販売の普及によって、枚方市が処分することとなるプラスチックごみが増えていく現状になっているのではないかなと思います。

橋本会長：実際にそれが統計上、目に見える形になっているかどうかはわかりませんが、一般的には、そういうことは言われていますね。

事務局：ご意見いただいたように、プラスチック自体の使用を全くゼロにすることは難しいと思いますが、そういったごみになるとわかっているものについては、できるだけ減らしていくよう、まずは、市としては啓発というところからになるのですが、市民に呼びかけていきたいと考えています。

信野委員：例えば、冷蔵庫とか、洗濯機とか、テレビとか、エアコンといったものは、再生利用されていることがわかるのですが、一般の人は産業廃棄物として出されたプラスチックごみはどこでどういうふうに処理されているのかというのがよくわかりません。その辺のこともお聞きしたいと思うのですが。

田委員：まさに、今おっしゃっているようなごみを引き受けて業務を行っているのが、我々なのですが、実際、電器屋などの包装に使っているプラスチック、発砲スチロール、袋については産業廃棄物で処理すると莫大な費用が正直かかります。電器屋さんの特に個人経営のお店は、大規模店舗に対抗しようと思ったら、サービスだけではやっていけないので、値段のほうもかなり頑張らないといけない。そんな中で、ごみ処理費用が重くのしかかってくることになります。我々もそういう状況をわかっていますから、採算が合う費用は実際もらえていないこともあります。ほとんど原価に近いような形で収集・運搬を請け負って、それでも高いとお客様から言われることもあります。信野委員がおっしゃっているのは、多分、個人でネットや通販で買ったら、大量のプラスチックごみが出る。それは市のほうに出したら全部、公費でとってくれる。同じものなのに、事業者が出すと産業廃棄物として処分しなければならない。これは仕方がないといえば仕方がないことですが、目の前に出ているものは同じものなのに、一方は何万円もかけて処理しているのに、もう一方はただでやっている。全部通販で買われて、うちは商売をやっていけないじゃないかというそういう問題点があると思います。

中村委員：家庭で出している発砲スチロールはどんなふうに処理されていますか。

事務局：お話にありました電化製品などの緩衝材に使われている発砲スチロールにつきましては、プラの日に出していただくようお願いをしております。収集したものは、リサイクルされております。

仲村委員：燃やしてもいい素材でつくるといことはできないのでしょうか。買い物袋もすごく便利ですよね。便利なものをやめるのではなく、燃やしてもいい素材でつくるといことはできないのでしょうか。多少、私たち買う者がお金を払ってでもそのほうが使うほうも気持ちがいいですね。そういう開発は全然ないのでしょうか。

事務局：市としましては、焼却ごみを減らしていくことを目指しています。

橋本会長：プラスチックも燃やすことはできますが、プラスチックの問題は結構いろいろなご意見もありますし、現状中国の輸入禁止の影響も非常に大きくて、今混乱している状況かと思えますけれども。

田委員：中国が輸入禁止してから、プラスチックごみの処理の金額が高くなってきています。特にプラスチックごみでも再生処理が難しいものは、処理業者も処理に困り、金額が高くなってきています。

橋本会長：ただ、一般廃棄物処理場で、無料で処理するという方向に行くのも難しいところがあります。そのためにも、できるだけプラスチックごみを減らしていくという方向の話が出てきているのかなと思います。

他にご意見等がなければ、次の議題に進めさせていただければと思います。

それでは、生活排水関係の職員の方はご退出ください。

(事務局 生活排水関係担当職員が退出)

案件 3. 一般廃棄物処理基本計画における取り組みについて

橋本会長：まずは資料 3-1 と 3-2 の説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 3-1、3-2 に基づき説明)

橋本会長：ありがとうございます。資料 3-1 と 3-2 につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

竹安委員：資料 3-2 の (2) のごみの資源化率の目標と実績の差がマイナス 2.6 となっておりますが間違いじゃないですか。

事務局：こちらでお示しさせていただいておりますのは、不足分をマイナスでお示しております。

橋本会長：資源化率以外は下げるのが目標ですけれども、資源化率だけは上げるのが目標なので、目標値と実績値の差の計算が逆になっているわけですね。

温室効果ガスは目標達成できていますが、焼却量は達成できていない、こういう計算になっているのは、焼却ごみの中からプラスチックごみが抜け出ているということですか。

事務局：温室効果ガスの分につきましては、いわゆる生ごみはカーボンニュートラルということで計算上入ってこないのですが、プラスチックごみだけで左右されているも

のご認識いただけたらと思っております。そのプラスチックごみの分でこのような差がでてきているというふうに理解しております。

大下委員：資料 3-2 の 2 ページ目の枚方市における焼却ごみ減量の推移・目標についてですが、年々、枚方市の人口も変わっていると思います。焼却ごみ量は人口に多分に影響を受けると考えますし、今後、1 人当たりのデータを示していただけるとありがたいです。

事務局：1 人あたりのごみの排出量ということでの算出はしておりますが、1 人あたりのごみの焼却量については算出してございません。ただ、枚方市の人口につきましては、近年、若干の横ばいから微減の状況になってございまして、今のところはそんなに大きな人口減の現象はないものというふうには認識しておりますが、計画の数値につきましては、その旨を加味した状況でまた記載させていただきます。枚方市の人口の将来推移というものも平成 26 年度に出しておりますので、それを踏まえて今後の計画を立てているという状況です。

橋本会長：参考になると思いますので、今後、そういった資料があるといいと思います。

大下委員：人口が減少したから、単にごみが減っただけでしょうというわけではなく、市民ひとりひとりが出すごみの量が減っていることがわかるようなデータだと市の取り組みによって、市職員のみなさんの取り組みの成果がよりわかると思います。

橋本会長：それでは、次に具体的な取り組みの資料 3-3 に移りたいと思います。基本方針が 1 から 4 までありますが、最初に基本方針 1、家庭系ごみの 4 R の推進という項目について説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 3-3 1～13 ページに基づき説明)

橋本会長：ありがとうございます。内容が非常に多くなっておりますけれども、説明いただいた内容についていかがでしょうか。時間のことを申しますとあと 15 分で予定しております時間が終わってしまいます。予定時間を超過してしまいますけれども、よろしいでしょうか。

委員：(了承)

事務局：資料の一部修正を申し上げます。資料 3-3 の 9 ページの取り組み 18 番「水銀使用廃製品の分別回収」ですが、今年度 6 月末時点の取り組みの実績について、蛍光管の処理量は前年度の量を記載していますが、今年度 6 月末の実績につきましては、1,410 キログラムを処理しております。以上です。

橋本会長：ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問をお願いします。

松井委員：資料 3-3 で目標値、参考資料 1 で実施計画という表現がありますが、ごみの量については、目標値や計画値よりも、見込み量とか予測値が適正だと思います。目標値や計画値を掲げたとしてもあくまで市が自発的に動ける問題ではないじゃないですか。ごみは排出されたものを回収して、いかに適正に分別して、適正処理していくかということが今後の枚方市の取り組みであって、ごみを減らそうというものを目標にあげるのはちょっとおかしいじゃないかと思います。今、説明いただいた施策

を全部見ても、一部以外は、ごみを減らすような施策というのはほとんどないです。だから、将来のごみの総量等は見込み量とか、予測値とかいうふうに見直したほうがいいと思います。そうしないと、また未達成となって反省会をすることになると思います。

橋本会長：ただいまのご意見に関係したご質問ですが、ごみの排出量というのは資源化物も含めた排出量となっているのですか。

事務局：資源化されるものも含まれた値となっています。

橋本会長：それについては、目標値とするということではなくて、見込み量みたいなものではないのかというご意見だったかと思いますが、現状の計画は資源ごみも含めてそもそも排出量を減らす計画になっていると。その計画に基づく排出削減にかかわる実際の取り組みの中で、それに貢献するものはそんなにないじゃないかというご意見かと思うのですけれども。

松井委員：否定しているのではなくて、資料 3-2 に前年実績に対して、目標と実績の差で赤三角をわざわざつけないといけないような報告書になぜするのかと思います。もともとごみの排出量は見込み量ではないのですかと。見込み量を立てないと処理計画ができないので、見込みに対してこうであったという報告であればいいのですが、目標値にしてしまうと、目標達成に向けて何に取り組んだのかということになりかねないですね。そうすると、未達成について反省会をして、令和7年度の目標値に対して何を根本的にやるのかという審議にしないと意味がなくなる。でも、それは不可能という気がします。ですから、ごみについては、市は受け身的なものですから、どういうふうな処理をしていき、適正化をしていくのかということが主体であって、ごみの量を目標値にあげて9万トンに減らそうということは、どこから出てくるのか疑問があります。

橋本会長：この疑問に対するお答えとしましては、どうでしょうか。

事務局：資料 3-2 の表記のところですが、実績値と目標値という表現をさせていただいております。これは大変見にくい表で申しわけありませんが、確かに、松井委員のおっしゃっていただいておりますとおり、ごみの排出量につきましては、市のほうがどうしても受け身の状況になってはしまいます。ただ、ごみの資源化率、最終処分量、温室効果ガスの排出量、ごみの焼却量、この4項目につきましては、基本計画で取り組みを我々がすることでこの数値を目指すという取り組みになりますので、同列で書かせていただいております。どうしても目標のほうが数多くありますので、目標という表現を使わせていただきましたけれども、確かにごみの排出量は見込み量に近い形にはなりますけれども、それ以降の分につきましては、我々が取り組みたい目標という形でお示しをさせていただいております。今、家庭系のごみの件で報告をさせていただきましたけれども、例えば、分別をさせていただくことによって、ごみ焼却量の削減につながり、資源化率も上がりますし、最終処分量も当然減ってきます。温室効果ガスも分別し焼却しないということになれば、当然、この数値も減らすことができますので、全て今報告させていただきました何がしかこの目標に向けた取り組みにつながるものとなっています。その取り組みを進めて

まいりたいと考えておまして、ここの表現につきましては、目標という形でお示しさせていただきます。

松井委員：結構なのですが、それであれば、我々審議会委員は市が目標未達成であった場合、なぜできていないのかを追及しないといけない。それでよろしいのですか。

事務局：今、ご報告させていただきました中身につきまして、取り組みの内容をご審議いただきまして、もう少しここに力を入れなければいけないのではないかとか、そういったご意見を頂戴いたしたいというふうには考えております。

橋本会長：この排出量については、基本計画上、目標値はないということですか。

事務局：ごみの排出量につきましても基本計画上ございます。

橋本会長：基本計画の中でこの5つの項目について目標を設定しているので、排出量も含めて減らすという目標ということになるのかなと思います。それについてどこを強化してやっていけば、現状ですと再資源化率と焼却量が達成できていないのですけれども、達成できる方向になるのかという視点からの御意見を頂戴できればと思います。

そのほか、資料3-3の13ページまでについてはいかがでしょうか。

竹安委員：この生ごみ堆肥化については、私はずっと担当しているのですが、家庭内から出る生ごみというのは限度があるので、むしろそれ以上に例えば、役所関係の給食センターとか、病院関係とか、そういうところから出る生ごみが多いたと思います。そういう処理を今現在、どうされているのでしょうか。一般として燃やしているのか、どこかの業者をお願いして処理しているのか。やっぱり家庭だけで進めでも、なかなか進んでいかないと思うのですが。

橋本会長：時間のこともありますし、内容が次の事業系ごみの4R推進のところにもそういうことが書かれていますので、一旦、こっちを説明していただいてから、また議論させていただければと思います。すみませんが、引き続き、資料14ページの基本方向2から説明をお願いします。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料3-3 14~19ページに基づき説明)

橋本会長：それでは、先ほどのご質問で学校給食等における取り組みについて事務局のほうから何かありますか。

事務局：新設をしました第一学校給食調理場につきましては、自前で生ごみ処理を行っている状況等がございます。現時点ではごみ減量に向けた取り組みとして、独自に取り組んでいただいております。

竹安委員：それは学校だけですか。病院は関係ないのですか。

橋本会長：病院に対しての働きかけみたいなものもこの中に入ってもいいかもしれないですね。病院からどれぐらいの生ごみが出されるかはわかりませんが、病院でこの多量排出事業者になっているようなところも幾つかはありますか。

事務局：市内の大きな病院につきましては、多量排出事業者となっております。そこにつきましては、管理責任者の選任や減量計画書の提出を求めています。

橋本会長：そのほかいかがでしょうか。資料3-3全体について。

稲森委員：まず、審議会開催前に資料を審議会委員に送っていただき、目を通しておいてもらうほうが、各委員もより理解でき、もう少し説明も簡単に逐一読んでいただく必要もないと思います。少し時間がかかりすぎていると思います。

内容について伺います。資料8ページのごみ出しアプリについてですが、これはまだまだ7,022件しかダウンロードされてないし、私もダウンロードはしてなくて、ちゃんと見ておいた上でお話をしないとイケないと思うのですが、アプリはもっと利用できると思います。特に、枚方市外から越してこられた方にはすごく親切なアプリだと思うので、ダウンロード数を増やす方法をもっと考えられたらどうかと思います。例えば、私の住んでいる自治会でも多分、このアプリがあるということを知らない人がほとんどだと思います。広報に書いていても広報を読まない人がたくさんいますし。アプリの機能としては、例えば、ダウンロードされた方の住んでいる地域ごとのごみの回収日をその日の前に通知してくれると便利だと思います。せっかくのアプリなので、周知・活用方法をもっと考えたら、いろいろなアイデアが出てくると思うので、検討していただきたいと思います。私も自治会へ帰ったら、ダウンロードを呼びかけようと思います。

橋本会長：アプリについては今後、いろいろ活用方法があると思います。

事務局：すみません。資料の配付の件につきましては、大変多くの資料をいきなり出させていただいて大変申し訳ないと思っております。事前に配付ができるように事務局のほうでも検討を進めていきたいと思っておりますので、同じ資料がまた続いてくると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局：アプリにつきましては、現在、ホームページや広報での周知のほか、チラシも配布しております。ご意見いただいたように、便利な機能としてごみの回収日の通知機能もございますので、より一層皆さんに使っていただけるような啓発に努めてまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

橋本会長：ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。それでは、次の議題に移ります。

案件4. 災害廃棄物処理計画の策定に向けた報告について

橋本会長：災害廃棄物処理計画の策定に向けた報告についてということで、ご説明いただきたいと思ひます。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料4-1、4-2に基づき説明)

橋本会長：ありがとうございました。それでは、この件についていかがでしょうか。今、パブリック・コメントされているということなので、そちらで意見をいただいてもいいかと思ひますが、よろしいでしょうか。時間もかなりオーバーしていますので、最後、その他について、事務局から。

事務局：長々と申し訳ございませんでした。本日、委員の皆様には審議会委員の委嘱状をお配りしておりますので、ご確認のほうをよろしくお願ひいたします。

今回より、新しく委員にご就任されました方につきましては、委員報酬の支払いにかかります関係書類を事務局のほうまで御提出をお願いします。本日お持ちでない方はまた、提出方法について調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、次回の審議会の詳細につきましては、また決定次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきます。本日は予定時間を大幅に超過してしまい大変申し訳ございませんでした。

事務局からは以上となります。

橋本会長：私のほうからも、30分ほど初回で超過してしまいまして、申し訳ございませんでした。今後とも、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。